(別紙) 障害福祉サービス事業所等の電子メールの登録申請方法等

【掲載場所】

高知県庁ホームページ トップページ > 組織でさがす > 子ども・福祉政策部 > 障害福祉課> 事業者のみなさまへ > 事業者向け情報

(障害者サービス)

> 指定障害福祉サービス事業所等に係る申請・届出

- > 指定障害福祉サービス事業所等に係る指定関係 書類について
- > 新たに指定(更新)申請を受けたい場合の提出 書類等内のメールアドレスの登録は<u>こちら</u>

(障害児支援)

- > 指定障害児通所支援事業所等に係る申請・届出
- > 指定障害福祉サービス事業所等に係る指定関係 書類について
- 新たに指定(更新)申請を受けたい場合の提出
 書類等内のメールアドレスの登録は<u>こちら</u>

(参考①) ホームページ上の掲載場所



(参考②) 電子申請システムのリンク掲載場所

4	← → C 🔒 pref.kochi.lg.jp/soshiki/060	301/sitei.html	Q @ 🖈 角 🚨 🗄	
			公開日 2022年03月30日 中請・届出・補助 金等	•
	指正の甲請、変更、加算守の通面に	こうぎましては、期日までに提出するようにしてください。	道 资源,试验	
	項目	提出書類等	POLY POLY	
		新たに指定中請を受けたい場合 <u>こちら</u>	らをクリックす	
		 朝 新規指定 提出書類一覧(一般相談支援以外)[XLS:21KE 朝 新規指定 提出書類一覧(一般相談支援)[XLS:26KB] 3 話見指定 提出書類一覧(一般相談支援)[XLS:26KB] 3 と志思書を、 ほど思想本意(一般相談支援)[XLS:26KB] 	申請フォーム	
	新たに指定(更新)申請を	● 1日に受新 近山田短 鬼 、 放相談交換の/// [AL3・21AL ■ 1日に更新 提出書類一覧 (一般相談支援) [XLSX:12KB]		
	受けたい場合	上記ファイルから必要な提出書類を確認のうえ、指定(更新申請) は <u>こちら</u>		
	⇒ 指定(更新)を受けたい日の <u>概ね1か</u> 月前 までに書類を提出	【情報公表システムの登録】	・福祉政策部 ・ 福祉政策部 ・ 化生活スポーツ部	
	※指定申請の場合は必ず事前にご相談 ください	新にに事業が守め1年とを文けに場合には、場合価値サービス等時報公表者 表システムへの登録が必要となります。情報公表システムへの登録の手続きについては、ごち らをご確認ください。	 ○ <u>座東振興推進部</u> ○ <u>中山開振興・交通部</u> ○ <u>商工労働部</u> 	
	※定員を増加させる場合も事前の申請 が必要です	【連絡用メールアドレスの登録】 県内の指定事業所等において、当県との連絡用メールアドレスを登録していただく必要があ	0 <u>観光振興部</u> 0 <u>農業振興部</u> 0 林業振興・返拾部	
		ります。 各事業所等の連絡用メールアドレスは、ごちらのから登録申請を行ってください。	0 <u>水産振興部</u> 0 <u>土木部</u> 0 <u>土木部</u>	
		□ (事務連約) 理書福祉ワービス専事業所のメールアトレス登録低類[PDF:59KB] □ <u>(別紙)申請方法等[PDF:2MB]</u>	0 会計管理局 0 <u>名種委員会等</u> 0 議会 個	
	変更の届出を行う場合	☞] 提出書類一覧(変更)[XLSX:12KB]	電子申請システムによる変 0 数百委員会	
				*

【申請方法】

- (1) 上記の掲載場所からメールアドレス登録申請フォームに移動
- (2) <u>利用者登録せずに申し込む方はこちら</u>をクリックし、利用規約に同意した後、メールアドレス を入力(再入力を含め2回入力が必要)を行う。
 - ※電子申請サービス上の利用者登録をすでに行っており、利用者 I D を作成している場合は、既 に利用者登録がお済みの方から、利用者 I D とパスワードを入力し、利用規約に同意した後、 (4)移行の手順を行う。
- (3)入力したメールアドレス宛てに【連絡先アドレス確認メール】が届くので、メール本文の申込 画面へのURLをクリックし、連絡用メールアドレスの登録に移る。
- (4)申請する事業所ごとに各項目を入力 ※入力内容は以下のとおり

事業所等名称

- ・<u>申請担当者情報(氏名、連絡先)</u>
 - → 申請内容確認のための担当者の氏名と連絡先を入力する
- 指定分類
 - → 事業所の所在地が高知市内の場合は市内を、高知市外の場合は市外をチェックする
- 事業所等の所在地
 - → 市町村名のみ入力(番地等は不要)
- ・<u>サービス(支援)の種類</u>
 - → 事業所等で指定を受けているサービス種類をチェックする (多機能型事業所等の場合は複数選択する必要があります)
- メールアドレス
 - → 県からの連絡等を受け取るメールアドレスを入力する (確認のため、2回入力してください)
- (5)(2)の各項目を入力したことを確認し、申請を完了する

【留意事項】

本申請のメールアドレス登録は、原則1事業所につき1つのメールアドレスとします。なお、 複数のサービスを提供する事業所等であって、各サービスごとの個別メールアドレスで県から の連絡を受けたい等の場合は、県に事前相談を行ったうえで、<u>連絡を受けたいメールアドレス</u> <u>ごとに申請</u>を行ってください。